

委員会提出議案第1号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成23年6月28日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

建設経済常任委員長 小 林 正 幸

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保証するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に、各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされています。

この最低賃金の引き下げについては、昨年6月、政府、労働者、使用者（政労使）の代表者からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」ことで合意されました。

しかし、現在の福島県最低賃金は、時間額で657円となっており、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は全国順位で31位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いものとなっています。

このような最低賃金の水準では、県内の中小・零細企業で働く人たちが非正規労働者などの生活改善は望めないばかりか、最低限の生活を営む事さえも難しい状況であり、このことは、本県の貴重な労働力を他県に流出させることにもなります。

よって、福島県の一層の発展を図るため、福島県最低賃金に関する下記の事項について強く要望いたします。

記

- (1) 福島県最低賃金を「雇用戦略対話」における政労使合意内容に沿った引き上げを図ること。
- (2) 福島県最低賃金の改定諮問を早急に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年6月28日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
福島県労働局長

委員会提出議案第2号

原発事故の速やかな収束と全面補償・賠償を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成23年6月28日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

東日本大震災及び原発
事故対策調査特別委員長 渡 部 寛 一

原発事故の速やかな収束と全面補償・賠償を求める意見書（案）

南相馬市民は、3月11日に発生した大地震と津波の被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所での事故によって、三重にも四重にも苦しめられています。

特に原発の事故では、市外・県外への避難を余儀なくされました。肉体的にも精神的にも大変な苦痛を伴い、暮らしも雇用も営業も破壊されるばかりか、ふるさとがなくなってしまう辛苦と、この無念さは筆舌に尽くしがたいものがあります。

南相馬市民は、いまだに3万人以上が避難しております。一方、市内に戻った市民も雇用や営業、農林漁業も事故以前には戻らず、教育や医療・介護なども劣悪な環境に置かれたままです。風評被害も甚大なものがあります。

国の原子力防災計画では、半径10キロメートル圏外の災害は想定しておらず、発災後に引かれた20キロメートルや30キロメートルの線引きにより、原発事故による被害の賠償が差別される根拠はありません。

今何よりもの願いは、一刻も早い事故の収束です。また、事故によって暮らしと営業・雇用を脅かされている市民の暮らしを支える補償・賠償です。

よって、下記事項について実現されることを強く要請いたします。

記

1. 内外の英知を結集し、あらゆる手だてを尽くして、東京電力福島第一原子力発電所事故の速やかな収束をさせること。
また、具体的な裏づけと根拠をもった事故収束の計画を示すこと。
 2. 原発からの距離や避難しているか否か、放射線の数値などで「線引き」をせず、原発事故が起きなければ発生しなかった被害・損害について、実態に基づいてそのすべてを速やかに補償・賠償すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年6月28日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

文部科学大臣 様

経済産業大臣 様

福島県知事 様

福島県議会議長 様